

令和2年5月22日

関西ブロック役員、指導者 各位

公益財団法人日本少年野球連盟

関西ブロック長 工藤 真一 

5月23日以降の関西ブロック所属チームの活動について

現在自粛しています全ての活動について、政府による緊急事態宣言が近畿圏

全てにおいて解除されたことをうけ、関西ブロック所属のチームは、5月31日

(日)までの期間において、土・日に限り順守事項を守り活動を再開する。

その際、選手が一同に集合するのではなく、20名以内1グループ3時間以内を

メドに、学年別にする等の工夫をして密を避けるようにしておこなう。ただし、

府県をまたいでの活動は禁止とします。(所属選手が他府県に在住は可)

また、チームでの会議や保護者を交えた、大人を対象とするミーティング、説明

会等は少人数で室内を避け感染予防に留意しておこなう。

今後、緊急事態措置を実施すべき地域がまだ残っていること等を踏まえ、持続

的な対策が必要になる事を見込み、チーム活動のなか、人との接触を低減する

取り組みを働きかけ、基本的な感染対策の定着が図られるよう、あらゆる機会を

捉えて選手をはじめとする関係者全ての人に周知を行うこと。

(順守事項)

- ① 練習に参加する選手は、自宅で検温をし、保護者の同意を得ること。指導者は練習参加前にそれを必ず確認すること。また、練習参加を強制しない。
- ② グラウンドに来る全ての者は、自宅で検温をし、発熱や咳などの症状がある場合や、同居者に同様の症状がある場合はグラウンドへの立ち入りを禁止する。
- ③ 試合及び試合形式の練習は禁止する
- ④ グラウンドへの入場時やトイレ後の手洗い及び定期的なうがいを励行する。
チームは手洗い用のハンドソープ、出来れば消毒用アルコールを用意する。
- ⑤ 密閉空間（室内）での練習、ミーティング等は行わない。
- ⑥ 選手は飲み物を持參とし、チームのジャグ等は使用しない。
- ⑦ 保護者やその家族、チーム関係者は、グラウンドに居る間マスクを着用し、お互いの会話時は 2m程の距離を開け、大きな声を出さず飛沫感染予防に努める。
- ⑧ 保護者やその家族は、選手の送別以外、グラウンドに不要の滞在をしない。
- ⑨ 選手が通学する学校の指示、指導は最優先とする。
- ⑩ 国、ならびに府県など行政からの禁止令があれば速やかに従う。